

小竹町監査委員公表第1号

令和3年度定期監査について、その結果に基づき必要な措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和4年1月12日

小竹町監査委員 立 川 や よ い

小竹町監査委員 廣 瀬 正 子

3小高福第719号
令和4年1月4日

監査委員 立川 やよい 様
監査委員 廣瀬 正子 様

小竹町長 松 尾 勝 徳
(福祉課高齢者福祉係)



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和3年11月22日3小監第41号で意見のあった下記事項について、次のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 措置の対象となった監査の意見

生活支援ハウス運営業務については、運用から一定期間が経過し利用者は近年減少傾向にある。委託料の積算の根拠となる経費等について、妥当な契約金額及び内容であるか近隣市町村を調査されたい。

2 講じた措置の内容

福祉課高齢者福祉係において、福岡県内全市町村（本町を除く59市町村）を対象にアンケート調査を実施。回答があった市町村において標記事業を実施している8市町村について契約金額及び内容を検証した。

事業内容については、本町と同等程度のサービスを提供している。

事業委託料については、おおむね1事業所に対し本町と同額程度を支出していることがわかった。事業所数における支出額については妥当であると判断する。しかし委託料の内訳の大部分を占められる従業員の数については各市町村にばらつきがある。

所管課として今後の委託料の要求については、委託をしている医療法人 社団 親和会と協議を重ね、委託料の公正な支出について努めていくこととする。